

四街道市ネーミングライツ事業に関する協定書(案)

四街道市(以下「甲」という。)と〇〇〇〇会社(以下「乙」という。)は、甲が所有する下記公共施設に対する命名権及びこれに附帯する諸権利(以下「命名権等」という。)その他ネーミングライツ事業に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、次の表に掲げる公共施設におけるネーミングライツ事業に関し、必要な事項を定める。

施設名	所在地
〇〇〇〇	四街道市〇〇〇〇番地

(命名権)

第2条 甲は、乙に対して、〇〇〇〇の命名権を付与する。

2 ネーミングライツ事業において乙が定める名称は愛称とし、条例で定める正式名称はこれを変更しない。

3 〇〇〇〇の愛称は、次のとおりとする。

「〇〇〇〇」

4 甲は、決定された愛称について、その普及及び定着に努める。

5 乙は、〇〇〇〇の命名権を付与されていることを、乙の管理する媒体(ホームページ、出版物等)で表示することができる。

(命名権以外の諸権利)

第3条 甲が乙に対し付与する命名権以外の諸権利(以下「パートナーメリット」という。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 〇〇〇〇

(2) 〇〇〇〇

2 乙は、パートナーメリットの行使に当たっては、甲及び施設の管理者と協議しなければならない。

(協定期間)

第4条 本協定の協定期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。

2 命名権等の権利を行使できる期間は、協定期間内とする。

(命名権等の対価)

第5条 命名権等の対価(以下「ネーミングライツ料」という。)は、年額〇〇〇,〇〇〇円(消費税及び地方消費税含む)とする。

2 乙は、甲が指定する期日(以下「支払期限」という。)までにネーミングライツ料を納付しなければならない。

3 乙は、ネーミングライツ料の納付を遅延したときは、支払期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した遅延損害金を甲が指定する期日までに納付しなければならない。

(愛称変更の禁止)

第6条 甲及び乙は、本協定の期間内において、決定された愛称を変更することができない。ただし、市長が特に必要と認めるときはこの限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 乙は、本協定の締結により得た命名権等の権利を第三者へ譲渡または転貸等を行うことはできない。

(行政財産の使用許可)

第8条 乙は、施設看板の新設等により公共施設の敷地を使用するときは、四街道市財務規則(昭和40年規則第1号)第177条に規定する行政財産の使用許可を受けなければならない。

(乙の解除権)

第9条 乙は、ネーミングライツ事業の継続が困難となったときは、協定の解除を申し出ることができる。

2 乙は、前項の規定により協定の解除を申し出ようとするときは、事業の継続が困難になった理由を明記し、甲に申出書(任意様式)を提出しなければならない。

(違約金)

第10条 乙は、前条第2項による協定の解除の申し出を行ったときは、残る協定期間の協定金額の10分の2に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに甲に支払わなければならない。

2 前項の残る協定期間のうち、1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

3 前各項の規定により算定した額に端数が生じたときは、これを切り上げる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、協定を解除することができる。

(1) 支払期限までに乙からネーミングライツ料の納付がないとき

(2) 乙の信用失墜行為その他乙の責めに帰すべき理由により、乙が命名した愛称を使用することが、当市のイメージを損ねるおそれがあると判断したとき

(3) 乙が四街道市ネーミングライツ事業実施要領(以下「実施要領」とする。)等に違反し、又はそのおそれがあるとき

(4) その他市長が必要と認めるとき

(ネーミングライツ料の還付)

第12条 乙より既に納付されたネーミングライツ料は還付しない。ただし、乙の責めに帰することができない事由により協定の解除を行うときは、残る協定期間に相当するネーミングライツ料を還付する。

2 前項の残る協定期間のうち、1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。なお、1月未満の端数があるときは1月として計算する。

3 前各項の規定により算定した額に端数が生じたときは、これを切り捨てる。

4 還付するネーミングライツ料には、利子を付さない。

(協定の更新等)

第13条 乙は、協定の更新を希望するときは、甲に対し申し出をすることができる。

2 前項の申し出の期限は、協定期間が満了する日の6月前までとする。

3 甲は、第1項の規定による申し出があったときは、その適否を決定するものとし、協定の更新を決定したときは、実施要領第5条の規定による募集は行わない。

(原形復旧)

第14条 乙は、本協定の協定期間の満了または本協定の解除により事業を終了するときは、遅滞なく現状に回復しなければならない。

2 原形復旧に関する一切の費用は、乙の負担とする。

(有益権等の放棄)

第15条 本協定の協定期間の満了または本協定の解除により事業を終了するときは、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があってもこれを甲に請求することができない。

(協定の費用)

第16条 本協定の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第17条 乙は、事業の実施に関し知り得た秘密を他に漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、本協定の終了または解除の後も効力を有する。

(疑義等に関する協議)

第18条 本協定に関して疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、実施要領、四街道市ネーミングライツ・パートナー募集要領、四街道市広告事業実施要綱及び四街道市広告掲載基準の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲・乙協議して定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各々1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

甲 千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市
四街道市長 佐 渡 斉

乙